

第十回 参議院農林委員会會議録第三十八号

昭和二十六年五月二十四日(木曜日)午後一時四十分開会

本日の會議に付した事件

○家畜伝染病予防法案(衆議院提出)

○畜犬競技法案(衆議院提出)

○適合委員会開会の件

○農林政策に関する調査の件

(米麦価等に関する件)

(農耕地上農産生産力増強対策確立に
関する申入れの件)

○森林法案(衆議院提出)

○森林法施行法案(衆議院提出)

○委員長(羽生三七君) それではこれより委員会を開きます。

本日は昨日申上げました通り、家畜伝染病予防法案の質疑も一応終つたと思ひますので、格別に御発言がない限り、これより討論採決を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(羽生三七君) それではこれより討論を行います。家畜伝染病予防法案を議題といたします。

○片柳眞吉君 私は家畜伝染病予防法案に對しまして、次の事項の実現を要望いたしまして賛成をいたします。

要項事項の第一は、提案理由において述べられております経費予算の増加必要額が必ずできるだけ早い機会に追加計上されまして、この法律の実施に遺憾なきを期してもらいたい、これが第一点であります。それから第二は、速かに家畜伝染病、特に馬の伝染性貧血の防疫対策を確立して頂きた

い。なおこれに関連いたしました、牛疫の血清その他の血清につきましては、できるだけ早くこれを製造、管理をしてもらいたいということを附言しておきます。それから第三には、家畜の輸出入検査、或いは家畜の輸入禁止措置等は、国際関係に相当デリケートな關係を持つてゐると思ひますので、この運用につきましては、特に慎重な考慮を払つて頂きたい。

以上の三点を要望いたしまして賛成をいたしますのであります。

○委員長(羽生三七君) 他に御発言はございませんか。他に御発言もなければ、討論は終局したものと認めまして、これより本案の採決を行います。家畜伝染病予防法案に原案通り賛成のかたの御起立を願ひます。

(総員起立)

○委員長(羽生三七君) 総員起立と認めます。よつて本案は全会一致を以て原案通り可決することに決定いたしました。

なお先例によりまして、諸般の手續は委員長に御一任願ひます。なお多数意見者の署名をお願いいたします。

多数意見者署名

江田 三郎	飯島連次郎
岩男 仁藏	三好 始
片柳 眞吉	三浦 辰雄
三橋八次郎	白波瀬米吉
平沼彌太郎	西山 亀七
加賀 操	滝井治三郎
小林 孝平	池田宇右衛門
門田 定藏	

○委員長(羽生三七君) それでは次に当委員会に付託となりました畜犬競技法案につきまして、提案者から提案理由の説明を求めるところにいたしました。

○衆議院議員(原田雪松君) 只今議題と相成りました私は百二十二名提出の畜犬競技法案に關しまして、提案者を代表し提案理由の説明をいたします。

今回畜犬その他の中小動物に関する国、地方公共団体の積極的な施策を推進し、併せて地方財政を改善する目的を以て、優勝投票券を発売して行つた畜犬競技に関する法律案を提出することとしたのであります。この際この法律案の趣旨につきまして御説明申上げたいと存する次第であります。

先ず、畜犬競技収入の一部を充当することによりまして、次のような文化的、社会的、経済的乃至は産業的目的の達成に積極的に関与することが、本案の大きな眼目とするところであります。即ち畜犬、特に作業犬その他の中小家畜等の血統登録、能力登録を通じて、その生産改良の促進、動物愛護精神の普及徹底と施設の整備、畜犬その他動物の輸出の振興と外貨の獲得に寄与することは言うまでもなく日本在来の特種犬、賞観鶏等の性能を保持助長して、天然記念物としての保全を全からしめたいと存するのであります。又近時、狂犬病の続発により、その被害も甚大でありまして、社会生活に重大な

脅威を与えてゐることは御承知の通りであります。戦後狂犬の激増した原因は、畢竟野犬の増加に歸着するのであります。先国会にて通過成立いたしました狂犬病予防法の運用と相待ち、この際畜犬競技の実施を通じて世間の愛犬熱を大いに鼓吹すると同時に、その収入の一部を以て野犬狩の励行、その緊要施設の整備を行い、以て恐るべき恐水病の予防制圧と公衆衛生の向上に努め、文化国家たるの実を挙げることに貢献したいと思ひのであります。

次に畜犬競技は、比較的小規模の施設によつて実施することができ、その収益は地方財政の改善に有効であることは勿論、相当数の動物関係者に、特に獣医学関係者に新たな就職の機会を提供することができるとの確信をいたしてゐるのであります。

なお畜犬競技自体の性格に關して一言附言いたしますが、申すまでもなく畜犬競技は犬みずからが選手でありまして、不斷の訓練を受けた能力を最高度に發揮することによつて競技が進行し、その間に不純な要素の介入が絶無に近く、その健全性は他の競技に比して、興味深い健全娛樂として、必ずや社会生活に少なからず潤いを与え得るものと信じてやまないのであり、本法案の制定に當り立案者の意図が強くこの点に置かれてゐることを特に闡明しておきたいと存するのであります。

以下本法案の重要な内容につきその概要を御説明いたします。先ず第一に、畜犬競技の施行者であります。これは都道府県といたしておりますが、その実施は、その議会の議決を経、且つ農林大臣の認可を受けて、当該都道府県に設立する公益法人たる畜犬改良会に委任し得ることができま

第二に、畜犬競技場の敷は、濫立の弊を避けるために、都道府県ごとに一カ所とし、農林大臣の指定を受けたものについては、例外的に二カ所まで設置し得ることとしたし、又競技の健全性と秩序を保持するために、競技場、指導師及び出場犬に適當な規正、教育、訓練を加え、以て競技の嚴正と肅正を期する必要上これらについて、すべての畜犬改良会によつて設立される畜犬改良クラブへの登録義務を課しております。

第三に、畜犬競技の施行者は、一口二十円の優勝投票券を発売し得ることとしたしておりますが、その投票方法、禁止事項等は競馬と大同小異でございます。而して優勝投票券の売上金額のうちから自己の収入とし得るいわゆる控除率は百分の二十五以内とし、この収入の中から、百分の三に相当する金額を国庫に納付しなければならぬこととし、政府はこの納付金の中から、犬の伝染病の予防その他家畜の衛生向上、動物の虐待防止、作業犬の指導、天然記念動物の保存、家畜の登録事業等に必要経費を支出することとしたしております。更に畜犬競技施行者は、百分の二十五以内の収入金額の中から、右の国庫納付金並びに畜犬競

技の開催に関する経費を差引いた残額の中から、その残額の四分の一に相当する金額以上の金額を先に掲げました犬の伝染病の予防その他家畜の衛生向上、動物の虐待防止、作業犬の指導、天然記念動物の保存、家畜の登録事業等に必要経費として支出することにしておるものであります。

なお現下の経済事情に鑑みまして、当分の間本法施行後輸入された畜犬は、競技に出場できないこととしたしております。以上がこの法律案の大体の趣旨内容でございます。何とぞ速かに御賛同賜わらんことをお願いする次第でございます。

○委員長(羽生三七君) 本案につきましては、質疑は後日に譲りたいと存じます。

なお次の日程であります農林政策に関する件について、大蔵、農林、安本三大臣が間もなく出席することになっておりますので、暫らくお待ちを願います。ちよつと速記をとめて。

午後一時五十五分速記中止

午後二時二十三分速記開始

○委員長(羽生三七君) 速記を開始して下さい。先ほどお諮りしました森林法に関する連合審査の件であります。建設委員会、通商産業委員会と共に明日午前中連合審査会要求がありましたので、そのように同意する旨の回答をいたしますが、御了承願います。

それでは引き続きまして、これより米価、麦価、並びに食糧特別会計の現状及び見通し等について、本日は大蔵、農林、経済安定三大臣の出席が得られましたので、この問題の研究に入りますが、御承知のようにこの問題は單に

農業関係の問題だけではなしに、消費者に取つても重要な影響がある問題であります。又この取扱如何によつては日本の財政にも重要な影響のある問題でありますので、この問題については十分な研究をいたしたいと思つてあります。併しまあ本委員会は予算委員会ではあります、農林委員会でもありますので、主として米価、麦価等の問題を中心として、国の財政との配合も行いながらこの問題の審議をいたしたいと思つたので、この点御了承を願います。

○江田三郎君 只今委員長のお話にありましたように、米価、麦価の決定の問題は、あらゆる角度から非常に重要性を持つておるわけであります。そこで我々としてこの問題について十分検討したいというので、先般三大臣の出席を、相当余裕を持った時日でお席をお願いしたわけであります。が、当日になりましたと、自分の家へ帰られてしまつたというふうなことで出席しなかつたということはどういふ事情があるのか、我々としては非常に遺憾に堪えない次第であります。幸い今日御出席がありましたからして、御質問いたしますけれども、とにかくその前回御出席にならなかつたという態度というのが私は腑に落ちないものがあるわけでありまして。

そこで肝心の質問に入るわけですが、本年度の米麦の価格の決定に当つて、特別加算額の取扱をどうせられるかということでありまして、この特別加算額については、昨年決定された当時の事情は政府の食糧庁長官その他の説明によりますと、過去におけ

る農家の所得を維持する、こういう見地から決定されたものであつて、そして本年度の予算案においてもパリティ指数を一九五として昨年同様の一五%の加算を計上されておられるということなであります。若しそうでありますならば、私は現在この一五%の加算額というものを殖やすことは必要であつても、これを減すべき理由というものはないと思つておるものであります。この取扱を一体どうするかということが第一の問題であります。もともと過去における農家の所得を維持するという見地から一五%というものが出たというものは、これはパリティ米価そのものの不合理性があるわけでありまして、基準年次の取り方の問題、或いは自家消費の問題、資本利子の問題、公租公課の問題、そういうところからして、パリティの計算だけでは十分に農家が生産費を償い得ないというところから、政府にしてみても出たに對し、ましても、政府にしてみても出たに對し、或いは又超過供出の奨励金を付けておられたのであります。これを過去の所得を、そういうような負担金だけでは十分に農家がやつて行けないというので、特別に奨励金等がありましたものを、その過去の所得を維持して行こうというならば、私はやはりこの際にもこの加算額というものは一五%でなければならぬと思つておるものであります。一説には、この一五%というものをパーセントで表わさないで、新に加算したところの絶対金額で行こうというような考え方もあるやに新聞等では伝えられております。これは誠にナンセンスな話であります。これは誠にナンセンスな話であります。所得の維持ということでは、絶対金額の維持ということでは

なしに、購買力の維持でなければならぬと思つております。物価が値上げになつておればそれに従つてこの所得を維持するという見地から行きますならば、やはり一定のパーセントのものを加えて行かなければならぬのであります。これを新に加算したところの絶対金額というようなことは誠に筋の立たないナンセンスであると思つておるものであります。飽くまでこの加算額というものは一五%、或いはそれ以上でなければならぬと思つておるものであります。ただこういうようなことを決定します場合に、消費者の立場ということも出て来るわけでありまして、併しなから消費者の立場というものを考えた場合に、これを農民だけの犠牲において、消費者の立場を守つて行くということでは、これは又筋が立たないわけでありまして、而も現在の米価というものが、仮に予想されるパリティ指数に一五%の加算額を加へましたところで、現在の国際価格を上廻るということではないのであります。他の物価が殆んど国際価格或いはそれを上廻つていくときに、米価だけが国際価格にまだ到達していないということから考えますならば、この消費者の立場を考えた場合に、これを農民だけの犠牲において消費者の立場を考へて行くということでは、これは又国の大きな政策という見地から見まして、當を得ないと思つておるものであります。これについてはやはり国が財政的に補給金或いはその他の処置によつて措置すべきものである、こういうふうには私は解釈するのであります。その点今年度の米麦価格の決定に當りまして、一五%特別加算額をどう扱われるかということをお尋ねしたい

のであります。更に麦価の問題につきましては、一麦価に基準になる米価は、特別加算をしたところの米価であるか、或いは特別加算をしないところの米価であるかということ、いま一つは、対米価比率をどこへ持つて行くかという点であります。昨年度の麦価は特別加算のないものに、小麦の場合に八一・三%をかけたのでありますけれども、併しなから、だからと言つて今年の麦価を決定する場合に特別加算をしないものにして、所定の対米価比率を掛けたいといふ答えは出ないのであります。それではなぜかと言へば、昨年の麦価を決定する場合に、まだ麦の超過供出に對する特別買上の制度が残つておつたわけでありまして、その後において超過供出、或いは早場米奨励金等が減少されて特別加算というものが生まれたわけでありまして、従つてこのいきさつから行きますと、私は当然これは特別加算を加へた価格を基準にして、そこに對米価比率を掛けて行かなければ辻褄が合わないと思つておるものであります。それから更に對米価比率のきめ方は一体何を根據にするかということでありまして、これについては政府のほうでは、例えば小麦の場合には六四%というふうな数字を一時発表されたことがありましたが、一体今度の場合にどういふような比率で行かれるのか、その比率をきめる根據になるのは何に基いておられるかということでありまして、ただこの比率をきめます場合に、例えばCPSから見ましたところの消費者の実効価格から行くかということだけでは、私はうまく行かないと思つておるものであります。それはなぜかというといふと、

現在麦はやはり生産増強をして行かないやならんのでありまして、何としましたところで三百万トン近いものを輸入してやるという状態では、例えば日米経済協力にいたしましたところ、その他の問題にいたしましたところ、日本の経済の自立にいたしましたところ、いつまでたつたつて軌道に乗りはしないのでありまして、どうしても今足りない食糧を増産して行かないやならん、増産して償つて行かないやならん、その立場が十分にとられてないやならんのでありまして、従つて而もなお米の場合と同じように、国際価格との釣合いから見まして、現在なおこちらのほうの価格が下廻つておるわけでありまして、若し今伝えられますところの五十万トンの国際小麦協定加入という問題が解決しますれば、接近することになりますけれども、併しながらこれは全体の輸入量の中の三百万トン近いものの中の僅か五十万トンだけについてそういうことが言えるのでありまして、総体的に見ると、国際価格を下廻つておるわけでありまして、この際にもつと生産増強という立場から考えて、ただ消費者の率効価格等だけから考えるべきではないと思ふのであります。更に消費者の率効価格にいたしましたところ、これ又東京だけというようなもので答へが出るわけではなく、季節的に、或いは地方的に非常な差異があるわけでありまして、そういう点から考へて、我々がどうしても生産増強という立場、即ちその立場から行きますならば、少くとも生産費を償つて行かないやならんという立場から行きますならば、特別加算を加えた価格に對しま

して、昨年同様の小麦の場合の八一・三%、あの比率を掛けて行くことが妥当であると思ふのであります。そういうような米価並びに麦の生産者価格に對しまして、政府のほうはどういう見解を持つておられるかということでありまして、更に生産者価格の改訂に、当然消費者価格の改訂が出て来るわけでありまして、最近のマーケット声明を見ましたところで、インフレに對してはいかんということが非常に出ておりますが、このインフレを抑えるために、今の政府のやり方というものは、米麦の生産者であるところの農民、或いは賃銀で働いておられるところの労働者、或いは俸給生活者、そういうものの犠牲に對してインフレを抑えようとしておるのじやないかという気が非常に強くいたしますのですが、その点は、一休この消費者価格の決定は、どういうふうな決定をなさろうとするのか、或いはこれに關しましては、例えば消費者価格を据え置きにいたしまして、現在特需景気あたりで相当べらぼうな儲けをしておられるところの、そういう人々に對しまして、特殊の利得税とかというふうな新しい税金をかけ、新しい財源を得て、これを解決するということはお考えはないか、こういう点についてお尋ねいたします。

○國務大臣(廣川弘禪君) この前少し腹が痛くて先に歸りまして恐縮でありました。今米価並びに麦価についての考えはどうかというお尋ねであります。第一に加算額についてのお話であります。我々といはしましては、農民の生産意欲を増すために成るべくこれは保存すべき既得権を持つものだと、こう考へてそのように今お話しをしておる最中でありまして、それから対米比価をどういう基準に置くかという点であります。これが、これも率効価格その他の面について十分考へなければならぬと思つております。どこに基準を置くかということにつきましては、慎重に今皆で相談いたしておるところであるのであります。單に価格のみでなく、生産者の生産意欲を増すような方向に行かないやならんということも、全くその通りであります。さうな方向で我々は今検討をいたしておりますが、まだ最終の段階に至つておりません。それで今各省間で折衝をしておる最中でございまして、それから消費者のことにつきましても、これもやはり、生産者が納得すると同時に、やはり消費者も或る程度納得する価格でなければならぬので、このように事務のほうで今準備をいたしておる最中でありまして、

○國務大臣(池田勇人君) 米麦の問題は、生産者、消費者の問題につきましまして、農林大臣よりお答えした通りであります。私に直接の關係のありまする消費者価格をできるだけ上げないために、臨時利得税式の税法を設けて、税収の増加を圖つてはどうかという御意見でございしますが、私只今そういう考えは持つておりません。

○江田三郎君 只今のお答えの中で、特別加算額の扱いについては、農林大臣は、これは農民の既得権としてこれを維持するように話合ひ中であると言われ、更に大蔵大臣も、農林大臣と同じ意見だと言われたことは、少くともこの特別加算額の一五%というものは、これは維持されると解釈していいわけでありませんか。

○委員(長(羽生三十七君) 先ほどの江田委員の御質問は、物価体系全体にも大きな關係があると思ひますので、この際安本長官から所見を開陳して頂きたいと思ひます。

○江田三郎君 今委員長がおつしやいましたように、この問題は、ただ米麦の生産者並びに消費者の直接の問題というだけではない、物価体系全体に大きな影響を及ぼすものであり、考えようによりますと、この米価がどうきまるかということが、来年度の予算の性格をきめるということにもなるわけでありまして、我々もつとこの問題の所在点を關係大臣からはつきり説明してもらいたいと思ふのです。たださういふように努力をするのだというふうなこと、或いは情勢によつては、又別の考えを持つのだというふうなことでなしに、一体大蔵省の観点から考へてどこに問題があるのか、農林省として、どういふ主張をしているのか、更に経済安定本部のほうでどう考へておるか、問題を率直に一つ国民の前に示して頂きたいと思ふのであります。我々は何もこれを以て政府に食ひ下るとかいうことでなしに、本當に真剣に考へて行かなければ、これからの日本の再建ということがどうしたところで空廻りをして来ると思ふので、もう少し率直にお答え願ひしたいと思います。

○委員長(羽生三十七君) ちよつとお答え頂く前に申し上げますが、今江田委員

からお話がありましたように、この委員会のこの問題に對する検討の態度といたしましては、皆さん非常に御心配になつての上でありますので、どうか率直に問題の所在を明確にしつつ、今の御努力の過程で結構でありますから、明瞭な一つお答えを願ひしたいと思います。

○國務大臣(廣川弘禪君) 私率直に申し上げておるのですが、あなたが先ほどからお述べになつておられるような気が持が農民の気持であることはよく我々は承知いたしておる。さうなことを基礎といたしまして事務折衝をいたしておりますが、まだ発表の段階には至つていないということ、個々について我々としては十分検討をいたしております。

○國務大臣(岡東英雄君) 江田委員の御質問の点は皆愛いと同じうして思ふ点であると思ひます。米価の問題のきまりによつて、それが社会に及ぼす、国民生活に及ぼす影響の多いことであり、同時に又生産費、鉱工業生産費等につきましても影響があり、それが延いて貿易關係に及ぼすということがあるものでありまして、事柄が非常に重大な影響を持つものであるということとは、政府も十分承知をいたしておるわけでありまして、從つてこれに關しましては今お話のように、いいか悪いとか、とにかく今ネットキスト・ベターとしてとられておられるのバリエーションによる米価算定方式ということについて、きまつておる以上は、今のパリティの上り方によつて生産費……、米の生産者価格についてはそれ相當に當然に値上りが起つて来ることもお話の通りであります。ただその際に特別加

算額をどうするかというこの問題につきましては、これは今の農林大臣のお話の通りであります。なか／＼一度きめたものについても、農家のかたはこれを永久に欲しいとお考えになることは当然でありましょうが、このきめられたときの事情からいえば、ざつくばらんに申上げて、私はまあ農林、大蔵の間に立つて考えて見て、やはりこれは人工的な附加の問題だつたと思うのです。あなたが先ほど御指摘になりましたように、パリティ方式についても／＼問題はあつたけれども、事実上ネックス・ペターとしてこれをとられたのだが、それでもあの当時の事情としてはあれから出されるものはやはり附加率を除いた額が五千百くらいでしたか。そういうことでありましたが、これは本当に農民のかたにはお気の毒だということで、何か理由がつかないかとしてでき上つたものがあつたの加算額です。これはざつ／＼ばらんに懸念的に……、あなたの仰せの通りなんです。あのときはむしろ野党の諸君は、こんなべらぼうなものを作つては駄目だということを言われたようなことがあります。機械的な算定方式がとられて真の価格が付けられるであつたでしょうか、そういうところにあつたことはこれは一つ御了解を頂きたいと思ふ。特にこれを理窟をいへば……、私は申上げませんけれども、とにかくあの中に全部既得権であるからということ、早場米を出した人も出さない人もあるのだから、そこは理窟をいへば必ずしも、足らん、と言うでしよう、併し一応あれではパリティは足らんから、ただあゝい過去において出した、理窟なしに早場米の奨励、それ

から超過供出のものだとか、どのくらい総額を出してあるのでありましようか、その出したものを政府の金で、出した金を割つて見たというだけで、そういうことをよくお互い知つて御相談申上げたのであります。そこで大蔵大臣の努力の点は、加算額を認めて行きたい、できれば皆認めたい、これは大蔵大臣はそれくらいだろと思う。併し本当は財政に關係する問題であるから、この点は慎重に検討しているという事実だと思ふ。これは御了承願ひたい。

合いで今慎重に検討いたしておるつもりであります。私としても財政が許せば、できるだけ消費者価格を下げて、全体の物価体系に及ぼす影響を少からしめたいと思ひまして、いろいろ研究をいたしておる最中でありまふ。

あゝのときに一番たくさん主張したのが私だつたと思ひます。(笑聲) 私は一割五分とは申しませんが、あの金額を出すためにあらゆるない智慧を揮つてあすまで持つて行つた。我々は特別加算をあのときの状態においてやつてもらつた。できればもつとやりたかつたのであります。併し今の状態になりました、パリティが相当上つたときに、あの一五％というものは私は余り問題にしておりませんが、或る一定の金額を附加するというところについては私は同感であります。どの程度にするかというところは財政の問題、消費者の問題、いろいろな問題と兼ね合せて考えなければならぬので、今検討中だと申上げておるので、まあ等閑に付しておるのではございません。

で米の消費者価格をきめるべきじやないというのが私の考え方でありまふ。従つてあらゆる財政施策の問題、米価の問題、減税の問題、公務員の給与の問題等、全部を見合せてそういう面をきめるようにしなければならぬ。こういうことから考えますと、私は減税を企図いたしております關係上、その案と同時に米価の問題を解決いたして、高揚したいというのが私の念願で、決して決定を避けるというふうな氣持は毛頭ございません。經濟の安定、向上を図る上においてこういう問題は、今問題になつております電氣料の問題等とも一緒に我々は考えているのでありまして、早く結論を出すように努力はいたしておりますが、今申上げましたように各般に亘る問題がありまふので、慎重に検討をしてゐる次第であります。決して妨げている次第ではありません。

それからも一つは、江田さん是非常に御心配の点であるけれども、生産者価格をうんと上げろ、こういう御意見であります。併し上つたものを消費者者にかけては物価体系上困りせんか。これには今のように二重価格制をとつて財政で以て補填したり……、これは大蔵大臣も御賛成です。この趣旨は実に結構なことであると思ふ、できたらやりたいと思ふ。併しこれも結局財政上の脱み合せでありまして、あなたからいつても減税をやれ、負担が重過ぎると思つて、いろいろ御注意を頂く点から言ひまして、財政的観点から下げるために、こゝろおつしやいまして、これはなか／＼むずかしいと思ふのです。そこで私もそれをできるだけ農民の価格というものは或る程度、今パリティ方式をとられてゐる以上は、今これだけパリティが上つておるのだから、相当考えなければならぬ。併し消費者に及ぼす影響ということについては、何とか低く持つて行くように今折角検討中でございます。どれだけ財政負担になるのかということもまだ出ておりません。そういう脱み

合いで今慎重に検討いたしておるつもりであります。私としても財政が許せば、できるだけ消費者価格を下げて、全体の物価体系に及ぼす影響を少からしめたいと思ひまして、いろいろ研究をいたしておる最中でありまふ。

あゝのときに一番たくさん主張したのが私だつたと思ひます。(笑聲) 私は一割五分とは申しませんが、あの金額を出すためにあらゆるない智慧を揮つてあすまで持つて行つた。我々は特別加算をあのときの状態においてやつてもらつた。できればもつとやりたかつたのであります。併し今の状態になりました、パリティが相当上つたときに、あの一五％というものは私は余り問題にしておりませんが、或る一定の金額を附加するというところについては私は同感であります。どの程度にするかというところは財政の問題、消費者の問題、いろいろな問題と兼ね合せて考えなければならぬので、今検討中だと申上げておるので、まあ等閑に付しておるのではございません。

次に消費者の価格をいつ上げるかという問題につきましては、これは議論があります。議論があります。私は米の値を上げるというところは若干、會計の問題ばかりではない。一般物価の問題並びに国民の負担の問題から考へて上げなきやならない。私は本年度内において減税を断行しよう、私は減税をしないというのなら、特別加算一五％じやない、或いは理窟を付けてもつと上げていいじやないかと思ふ。が一方で減税はしなければならぬ。而うして又値上り等によりまして必要な補給金の増もたくさん要るのであります。こういう点から考へて、適正な消費者、生産者の米価をきめるとか、この問題は国民負担に影響するのではありませんから、一応あなたがたに御相談をしてみるのが私は民主主義の本來じやないか。今早く上げておかないと赤字が出るとか、何とかいう問題

で米の消費者価格をきめるべきじやないというのが私の考え方でありまふ。従つてあらゆる財政施策の問題、米価の問題、減税の問題、公務員の給与の問題等、全部を見合せてそういう面をきめるようにしなければならぬ。こういうことから考えますと、私は減税を企図いたしております關係上、その案と同時に米価の問題を解決いたして、高揚したいというのが私の念願で、決して決定を避けるというふうな氣持は毛頭ございません。經濟の安定、向上を図る上においてこういう問題は、今問題になつております電氣料の問題等とも一緒に我々は考えているのでありまして、早く結論を出すように努力はいたしておりますが、今申上げましたように各般に亘る問題がありまふので、慎重に検討をしてゐる次第であります。決して妨げている次第ではありません。

それからも一つは、江田さん是非常に御心配の点であるけれども、生産者価格をうんと上げろ、こういう御意見であります。併し上つたものを消費者者にかけては物価体系上困りせんか。これには今のように二重価格制をとつて財政で以て補填したり……、これは大蔵大臣も御賛成です。この趣旨は実に結構なことであると思ふ、できたらやりたいと思ふ。併しこれも結局財政上の脱み合せでありまして、あなたからいつても減税をやれ、負担が重過ぎると思つて、いろいろ御注意を頂く点から言ひまして、財政的観点から下げるために、こゝろおつしやいまして、これはなか／＼むずかしいと思ふのです。そこで私もそれをできるだけ農民の価格というものは或る程度、今パリティ方式をとられてゐる以上は、今これだけパリティが上つておるのだから、相当考えなければならぬ。併し消費者に及ぼす影響ということについては、何とか低く持つて行くように今折角検討中でございます。どれだけ財政負担になるのかということもまだ出ておりません。そういう脱み

合いで今慎重に検討いたしておるつもりであります。私としても財政が許せば、できるだけ消費者価格を下げて、全体の物価体系に及ぼす影響を少からしめたいと思ひまして、いろいろ研究をいたしておる最中でありまふ。

あゝのときに一番たくさん主張したのが私だつたと思ひます。(笑聲) 私は一割五分とは申しませんが、あの金額を出すためにあらゆるない智慧を揮つてあすまで持つて行つた。我々は特別加算をあのときの状態においてやつてもらつた。できればもつとやりたかつたのであります。併し今の状態になりました、パリティが相当上つたときに、あの一五％というものは私は余り問題にしておりませんが、或る一定の金額を附加するというところについては私は同感であります。どの程度にするかというところは財政の問題、消費者の問題、いろいろな問題と兼ね合せて考えなければならぬので、今検討中だと申上げておるので、まあ等閑に付しておるのではございません。

次に消費者の価格をいつ上げるかという問題につきましては、これは議論があります。議論があります。私は米の値を上げるというところは若干、會計の問題ばかりではない。一般物価の問題並びに国民の負担の問題から考へて上げなきやならない。私は本年度内において減税を断行しよう、私は減税をしないというのなら、特別加算一五％じやない、或いは理窟を付けてもつと上げていいじやないかと思ふ。が一方で減税はしなければならぬ。而うして又値上り等によりまして必要な補給金の増もたくさん要るのであります。こういう点から考へて、適正な消費者、生産者の米価をきめるとか、この問題は国民負担に影響するのではありませんから、一応あなたがたに御相談をしてみるのが私は民主主義の本來じやないか。今早く上げておかないと赤字が出るとか、何とかいう問題

で米の消費者価格をきめるべきじやないというのが私の考え方でありまふ。従つてあらゆる財政施策の問題、米価の問題、減税の問題、公務員の給与の問題等、全部を見合せてそういう面をきめるようにしなければならぬ。こういうことから考えますと、私は減税を企図いたしております關係上、その案と同時に米価の問題を解決いたして、高揚したいというのが私の念願で、決して決定を避けるというふうな氣持は毛頭ございません。經濟の安定、向上を図る上においてこういう問題は、今問題になつております電氣料の問題等とも一緒に我々は考えているのでありまして、早く結論を出すように努力はいたしておりますが、今申上げましたように各般に亘る問題がありまふので、慎重に検討をしてゐる次第であります。決して妨げている次第ではありません。

○江田三郎君 今のお答えから行きま

が、ただ今度という減税をなされるのか知りませんが、いわゆるカード階級といいますが、減税に何らの影響のない立場の人々が、而もそういう人々の生活においては食糧費というものが一番大きなウエイトを持つていて、そういうことについて何か特別なお考えをされるのか。そういうときに今回のこのような減税ということとは、我々ちよつと考えられないのでありますが、その点についてのお考えを併せてお尋ねいたします。

○国務大臣(池田勇人君) 米価の生産者並びに消費者価格の決定を国会の議に付するかという問題は前から議論があるのでございまして、今までは付ししておりません。ただ予算を通じて御検討願うということに相成つておるのであります。従いまして今年度におきましても国会に米価を幾ら幾らにするかどうかということは出さないと私は考えております。併し主管は私でありませんが、その点は安本長官が農林大臣がお答えになると思います。少くとも国民に非常な影響のあるものにつきましては、七月に上げたり、十一月に上げたりするよりも、私はあらゆる施策を総合的に考えてやつたほうがいいんじゃないか。私は十一月というのを主張するわけじゃございません。成るべく十一月にしたい。而してその間における赤字につきましては、財政上これを負担しなければならぬかという問題がございまして、その問題はブレイスの問題とかね合わせて検討いたしておるのであります。然るに米価が上つた場合において、食糧生産の総体の額を抑えられておる場合においてインベントリ

・フアイナンスの問題をどうするかという問題が起つて来ますが、これははつきり申上げられます。一般会計でそれを負担するという今までのドッジ方式を堅持するつもりであります。

次に減税によつて主食の上つたものを補うといつても補われぬ部分があるのじやないかということとは、これは昔から議論があるところでありまして、納税者がどれだけの階級に亘つておるか、こういう問題が第一でありまして、私も見る所では、今納税者は八千三百万国民のうちで千七、八百万と考えております。而してこのときに酒の税金を上げたがいとか、物品税を上げたがいとかいうことになりまして、私はやつぱり所得税を負けるべきだと、こう考えております。所得税は基礎控除、扶養控除をやつて行けば、これが一番米価が上つたものを税金でカバーしようという措置としては所得税が一番いい措置だと考えております。併し所得税を納めぬ者についてはどうかという問題が出て来ます。併しそのときには所得税を納めないけれども、或る程度の収入のある人、而してその収入のある人がどの程度物価高によつて賃金が上つておるかというのを考えなくてはなりません。併し所得のない人はどうかというと、生活保護でカバーするよりはかかないと思ひます。従いまして昭和二十六年の生活保護につきましても、米価の上つた部分を加味いたしましてやつておる次第でございまして、そういういろいろな恩典にあずからないところの者をできるだけあずかるようにするのがむづかしいところであり、我々の検討しておるところであります。

○片柳眞吉君 私は他の観点からこの問題をお聞きしたいと思ひます。パリティが非常に上つて来たことが今度の一番の大きな原因と思ひますが、そこで上がりましたものを検討しますると、肥料でありますとか、或いは飼料等が非常に大きなファクターを示しておると思ふのであります。そうなりますと、私は過去のことは余り言いたくありませんが、パリティが非常に上がるような原因が過去にあつたことが指摘できると思ふのであります。或いは肥料の統制撤廃なり、或いは飼料の統制撤廃という問題がある程度ここにはね返つておるのではないかとこの感じがするのであります。勿論私は盲目的に統制を希望するものではないのであります。併しこれは過去のことでありますから、過去の問題は問ひませんけれども、この調子で行きますと、やはり来年におきましても更にパリティが上がるという問題を今から心配しなければならぬと思ふのであります。そういう点から見て参りました、この肥料とか飼料につきましても従来同様の統制を、勿論これは希望するものではありませんけれども、何か肥料なり飼料の価格を調整するようなお考えがなければ、再びこの轍を繰返すこととなると思ふのであります。特にこの燐酸肥料の関係等は補給金等の問題もあるものであります。将来のやはりパリティがこれ以上上らないという措置が併行しませんと又問題を繰返すと思ふのであります。この辺につきましてのお考えを先ず伺いたいと思ひます。

○国務大臣(池田勇人君) パリティの上昇の問題でございしますが、我々は来年もパリティが上がるというふうには考えておりません。上げないということで行こうと、これは今までもCPIの問題が昭和二十四年度、二十五年度と比べますと順次下つております。たゞ最近朝鮮事変後の世界的変革の状況によりまして、脆弱な日本の経済に非常な悪影響があつた、又貿易におきましてそれに輪をかけたような状態であつておられますが、私らの考えとしては、パリティは余り上らないような方法で物価の安定政策をとろうと、こう思つておるのであります。従いまして私としては、パリティは余り上らない、或る人によりまして、今のバック・ベイの問題で、若しパリティが下るような場合にはバック・ベイをするとか、パリティの上つたところを米価をきめて、パリティが下つたら農民から取戻すかという質問を受けたのであります。そういう人も中にはあるのであります。まあ今のところはパリティがどうこうということとは余り議論したくないのであります。我々としては上げないように努力いたしたいと思ひます。而してこの農業パリティの上つた原因は、お話のように肥料とか飼料、こういう問題がございまして、飼料が急激に上りましたが、今ではちよつと下火になつておる。又肥料のほうには統制を外しましても余り上らなかつたが、最近におきましてちよつと又上りかけております。問題は過燐酸の不足の問題だと思ひますが、全般的に言つて私は肥料、飼料につきましては補給金或いは統制価格ということには考えておりません。ただ過燐酸の問題につきましては、それが農家の経営に相当の影響があるというならば、こ

れは三百五、六十円の公定価格の、五百五、六十円になつたつて私は大してパリティには影響がない、今の百八十二とか百九十五が二百四、五十になろうかという場合において過燐酸の影響は二%くらいだと思ひ得ております。又二%ならいいのではないかとこの問題があります。過燐酸の性質上余り高くなると、硫酸のほうに走つて行つて過燐酸を使わぬということになると、又その他においてどうか、又急激に上つたならば配給問題でいろいろな問題が起るといふ厄介な問題がありますので、私は二%くらいしか影響しないからといつて補給金をやめるといふことは断言できません。今の理由がありますので……。これは前から申しておりますように、非常に検討を加える一つの問題であります。今では過燐酸の補給金からもつと進んで来て、別個の補給金をしなければいけないという昔の議論に戻らうとするような議論がありますが、私はそれに賛成してないものであります。こういう氣持で成るべく過燐酸をやめてもうまく行くような方法はないかというので今考えている。併し幸いに、前年度におきます補給金の余剰金がございますので、只今のところでは補給金を續けて行つてゐる状況であるのであります。

○片柳眞吉君 次に消費者価格の問題であります。大蔵大臣の方針によりますれば、或る程度時期が遅れると思ふのであります。そうしますと、仮に十一月からとしますと、年度の終りの五カ月間に、一年間の収支をとるといふことになりまして、非常にここに集中して消費者価格が上つて参

ということになると思うのですが、そうしますと、三月までは非常に上ります、四月以降は、これを一年間に引延ばして行きますと、理論的には四月からは消費者価格が或る程度下るといふことが言われるわけでありますが、そうなつて来ますと、この場合考えられる事項は、十一月から上げるにいたしまして、これを本年度と来年一カ年を通じまして、仮に十七カ月に亘つてこれを按分をする、こういう考え方がありますかどうか。

○国務大臣(池田勇人君) 片柳さんは専門家で、なかく詳しい御質問で、私よくわかりませんが、私はそういう議論から七月と十一月に上げたほうがいいたうという、いわゆる専門家の議論があるだろうと思うのです。併し私のほうから申しますと、国民生活に非常に影響があるものを、七月、十一月に上げる、とにかく来年の四月から一遍に上げると困るであらうというので、そういうやり方もありましようが、私としてはこういう問題はやはり全体の財政経済総合施策から出て来る問題であつて、赤字が多くなるとか、米の値が非常に上つて、段階を設けるからというので、それをアジャストするためにやることには賛成できない。国の財政経済全般の問題から考へ、米の赤字とか、例えば七月に上げ、十一月に上げる場合において、この七月から十一月の場合に損はどれだけの金額になるかという問題、これが十一月以後の米価にどれだけ影響するか、その影響が何とかかの方面で埋め合せがつかないかというのが私の苦勞なんです。埋め合せをつけないと、どうしても十一月から三月の間にはめ込

んでしまふのだという頭ならば、これは七月という議論がありますが、私の苦勞はそうでない。とにかく何とかその間の赤字は埋められないかというので、七月、十一月に反対しておるわけなんでありまして。そこで十一月にやるという問題で、十月からでもやれんことではない。議會をいつから開くかという問題がある。だから私は何月十一月から上げるといふ気持はありません。もつと早くから上げられれば、十月から上げておかまわれない。そこでこれは私がお答え申しました通りインベントリー・ファイナンスは一般会計でやるという原則を一応立てて、そうしてその間の赤字を全部四月に持つて行けば……或る程度だけしか持つて行かずに、あとは一般会計で背負うが、問題はあなたのおつしやつたように、四月からどれだけその差があるかないか、又四月に米価を改訂することがいいかどうかという問題もかね合せて考えなければならぬ問題であるのであります。従いまして先ほど来申上げましたように、これは米価の問題ばかりでなしに、私は米価を上げるといふときには、何とか減税して一緒に行かなければ国民は納得しないだろうというのがある、私の心配なのであります。いろいろな点を考えまして、今の御質問の点も私聞き及んでおります。こういう点の調整をどうしようかというのが私の心痛の種でございます。もう暫らく御猶予願ひます。

○片柳眞吉君 そこでその次に御質問いたしたい点は、私は麦のバック・ペイで大体百九十億内外のものが出ると思いますが、これを消費者に転嫁することは適当でないと思つておりますが、これは少くとも一般会計で負担すべき性格のものと思ひますが、さうに考へてよろしうございしますか。

○委員長(羽生三七君) ちよつとお諮りいたしますが、止むを得ざる用件で時間が余りないようでありますから、今の片柳さんの御質問で今の問題に関するのは一応終了したことにいたします。片柳さん、続けて下さい。

○片柳眞吉君 それからもう一つは、全体として先ほどインベントリー・ファイナンスで原則としては一般会計からこれを支出すると言ひましたが、大蔵大臣の現在の計算では、大体どのくらい一般会計からこれを負担できますかどうか、極くラウンド・ナンバーで結構でございますから……。

○国務大臣(池田勇人君) バック・ペイの問題を消費者に負担すべきでないという御議論につきまして私は賛成できません。今までだつてバック・ペイの問題は全部一般会計から出しておるものじやないのです。これは食糧会計の独立採算制から申しまして、食糧会計で賄うのが本筋だと考へております。而してバック・ペイの予定の金額は百八十億内外あるが、それで賄ひ得るかどうかという問題であります。私は今の麦のバック・ペイの問題については、予定のものよりも少し足りないと思ひます。米の問題につきましては、これからのバリエーション問題で相当動いて参りますから、どれだけということとは申上げられませんが、次に一般会計からの繰入れの分は先ほど申した通りであります。それでよろしうございしますか。

○岩男仁藏君 ちよつと大蔵大臣が立ちになる前にあなたに御関係があら

ますから……。三月の終りでしたか、当委員会での農林委員会の問題をここで審議したものであります。当時間、池田両相が出席されてお二人との間にいろいろ私質疑したのであります。農林委員会の書記の定員の問題でございます。予算では一・二人でしようか。それを二人以上にしてもらいたい。これは衆議院からやはり決議としてこちらに送付した希望事項というものがあつた、これは私にかく支持して要望しておつたのですが、そのときの両相の御答弁は、私近來ない気持ちでお答えであつたということをお褒め申上げたのです。その後どうなつておりますか。補正予算も近く編成されるのであります。二十七年年度の予算の編成の時期にも入りましたが、これを待つてお伺ひいたしたい。

○国務大臣(廣川弘禪君) 我々のほうはあなたの意思が反古にならんように着々準備いたしております。

○国務大臣(池田勇人君) 農林大臣と同様でございます。

○委員長(羽生三七君) 大蔵大臣は退席されましたが、農林、安本両大臣はまだ若干時間がありますので御継続を願ひます。

○片柳眞吉君 先ほどバック・ペイを一般会計へ持つて行くということは、時間がなかつたので極めて簡潔に申上げたのであります。私は今年の会計年度に配給した米については、これは私は消費者に転嫁していいと思ひます。が、昨年の米でありますから、昨年の十月頃から今年の三月まで、即ち前年度に配給した分は、これは私は一般会計で当然持つていいのではないかと考へる。こういうふうには分けて考へ

るのであります。そういう意味でありますから先の点は重ねて申上げておきたいと思ひます。

それからもう一つの御質問いたしたい点は、いろいろ御相談をされておるようであります。実はいつも例の米価審議会等の関係がございまして、案ができてから御諮問になるわけでありまして、意見を申上げても殆んど余地がないような関係であります。が、この米価審議会をいつ頃お開きになる予定でありますか、方針がきまつておりましたら……。

○国務大臣(周東英雄君) その点、御意向のあることはよくわかつておる。公式と申しますか、懇談の意味で集まつて頂くように予定しております。却つて正式の委員会ということになると固くなつて参りますので、大体現在までの状態がどうなつておるか、こういう点はどうかということとをざつとばらんに申上げてお話をするように三十日……三十日の予定だつたさうですが、東畑君の都合で五日になつております。その点十分に御意見を承わりたいと思ひます。

○片柳眞吉君 これは農林大臣と安本長官に対する私の希望であります。が、食糧会計について、大蔵大臣は極めてつきりとインベントリー・ファイナンスという鉄則は変更しないと言つておられますが、而もこれははつきりした現物が見合ひになつております。し、年度が変更されても翌日から毎日配給されるわけでありまして、常に、毎日々々この資金は回収されるわけでありまして、従つて余り厳密にインベントリーをやることは、どうも食糧会

計の性質から見て参りまして、やや過
ぎていけるような感じがいたすわ
けであります。勿論これを全部インベ
ントリーを廃止することはむずかしい
かも知れませんが、一部のものは、か
ような非常に生産者の価格も上げざる
を得ない、消費者の価格もそう上げ得
ないという情勢におきましては、而も
一般会計からはその多額の繰入はむず
かしいと思ふのでありまして、そうし
ますと或る程度やはり次年度に問題を
送つてよろしいのではないかと、これは
食糧証券の限度の損益問題にも関連は
して来ると思ひますが、やはり何も倉
庫に入れてしまつておくわけではない
のでありまして、年度が変つてもこれ
は逐次相当量が毎日出て行くわけであ
りますから、そうインフレの心配もな
いといふふうに見えておりますが、これ
に對しまして農林大臣及び安本長官の
御意見がありますれば一つ承わりたい
と思ひます。

○国務大臣(周東英雄君) どうも農林
省の食糧特別会計の話が私とするのは
少しおかしいと思ふのでありますけれ
ども、これは従来から片柳君は専門家
でよく御存じの通り、曾てはそうであ
つたのですし、私どもも理窟からいつ
てその考え方に必ずしも間違いがある
とは思ひませんが、ただ繰越した
際における食糧証券の発行増というよ
うな、借金をしておくとこの行
き方を強く押されたものですから、今
日止むを得ずそうなつておりますが、
いろいろと今相談をして、中にはそう
いうことが当然出て来るわけでは
ない。今それにすぐできるかできないか
ということとは答弁をいたす段階であり
ませんが、如何にして、十一月、十月

になるか九月になるか知りませんが、
その際における赤字を一般会計の一部
を持つても、全部は持ちませんで済む
ような方法はないかということいろ
いろ考えまして、先ほど大蔵大臣の答
弁は、そういう点で含みがあると私は
思ひます。私もあなたのような説を物
価庁の人間にいろいろ話して折衝させ
ておりますが、只今のところそれには
むづかしい状況であります、いろいろ
考究はいたしております。

○片柳真吉君 最後には最近のこの
マーカーツ氏の声明等を見て参ります
と、先ほど江田さんの言われたよう
な、この際強力にインフレを抑える、
こういう事態になつて来ているのであ
ります、そうなつて来ますと、一
般會計からの食糧に対する繰入れも
のずから限度がある、消費者轉嫁にも
やはり一定の限度があることと思ひま
すので、最後に逆流いたしまして、結
局生産者に最後の負担が戻つて来る
というところは非常に心配しておるわ
けであります。その点はいろいろお考
えになつていられることと思ひますが、こ
の点は特に一つ食糧増産の關係もあり
ますので、農林大臣に一つこの点は
強い要望をしておきまして、私の御質
問をこれで終ります。

○池田宇右衛門君 私はこの際農耕地
地力増進対策に関する点について二、
三質問いたしたいと思ひますが、大蔵
大臣がおいでになりませんか、農林
大臣、安本長官からお答えを願ひたい
と思ひます。

自立經濟を確立いたしますには、
食糧の国内自給の増強を図りますこと
の必要は今更申上げるまでもないので
あります。食糧の自給増強対策はもと

より、一にしてやまないものであります
るが、その中でも農耕地土壌の生産
力、即ち地力の増進を図ることが極め
て重要であることは周知の事實であり
まして、農耕地の根幹は地力の増進に
あるのであります。特に我が國のように
過小の農地を以て過大の人口を養つた
ければならぬ国情におきましては、
農業生産は努めて立体的に行われなけ
ればならぬのであります。農業生産
力の増強は土壌生産力の増進に期待す
るところが大きいのであります。然る
に我が國は氣候が温暖多雨でありまし
て、この氣象的条件から地力は損耗し
やすく、その上我が國は農地の利用度
が高く、休閑して地力を養う余裕がな
く、特に戦時、戦後に亘つて農地の酷
使した結果、地力は消耗し盡されてお
るのでありまして、最近では酸性土壌及
び秋落水田等の、いわゆる不良土壌の
分布が甚だしく拡大したところあるの
であります。これが証拠といふべき
であり、又施肥量の急激な増加にもか
かわらず、農作物の生産がこれに伴わ
ないのも又その原因がここにあると考
えられるのであります。かような次第
でありますので、これをそのまま放置し
ておきますならば、土地の荒廢を招
き、我が國農業上永に永久に残すこと
となる憂えがあるものであります。農耕
地地力の増進について、根本的な対策
を講ずることは焦眉の急務と言わなけ
ればなりません。つきましてはこの問
題に關して、次の事項について大臣、
長官から政府の所信をお伺ひいたした
のであります。

一つは、農耕地地力の増進に關して
私どもは前に述べたように考えておる
のであります。政府としては如何なる
お考えをこの際お持ちになつていま
るか。次に農耕地地力の増進に關して
政府において現在如何なる施策を實施
なさつておられるか。農耕地地力増
進に關して今後如何なる方針を以て、
如何なる施策を講ぜんとお考えいま
すか。先ずこの三点についてお尋ねいた
しまして、順次又伺ひいたすことに
いたしたいと思ひます。

○国務大臣(廣川弘禪君) 地力を増強
するということ、農業にとつて非常
に大事なことであります。この
地力を増強させるためにいろいろ施策
を講じておられるのであります。自給肥料
の奨励等もやつておられるのでありま
す。これについては御存じのように、
單作地帯に紫雲英を播くことを奨励い
たしたり、或いは又その他緑肥の
作物を作るようなことを奨励いたして
おるのであります。それから低位生産
地につきましては、これは予算をとつ
てこの土壌の調査をいたしました。と
つて、或いは又土壌改良に補助金をやりまし
たり、或いは又農林漁業資金特別會計
から金を出すようにいたしました。諸々
それを進めておられるわけでありま
して、今後ともこういう問題につきま
して多く取上げて行かなければならん
と思つております。

○国務大臣(周東英雄君) 農林大臣の
答弁の通りでございます。

○池田宇右衛門君 次に昭和二十五年
度補正予算において、酸性土壌改良用
石灰質肥料導入補助金として六千三百
二十万円の予算が計上されているので
ありますが、昭和二十六年年度予算にお
いてはかような予算が計上されていな
いのであります。これは補正予算に

おいて地力増進のため思い切つた経費
を予算の上に計上されるの前提である
かどうか。これは大蔵大臣にお尋ねす
ることでありませうけれども、大蔵大臣
がおいでになりませんか、安本長官
から一つお答えを願ひたいと思ひま
す。

次に農林省における地力増進に關する
事務は、以前は専ら農政局農産課が
主管したのであります。最近では右の
農産課のほか農政局肥料課、農地局營
農課、同資源課、農業改良局研究部等
多数の部課所に分属せられておりま
す。方針及び施策について統一をと
く欠けたのであります。事務能
率を阻害しておるばかりでなく、外部
の迷惑も少くないのであります。が、
これを統合強化する意図がありますか
どうか。又御処理をなす施策をお立て
になりつつありますかどうか。これは
農林大臣からお答えを願ひたいと思
ひます。

○国務大臣(周東英雄君) 予算問題に
つきましては、大蔵大臣と相談して努
力いたしたいと思ひます。

○国務大臣(廣川弘禪君) 同一目的の
ために機構の中で種々散在いたしてお
ることに對してのお尋ねであります
が、よく検討をいたしましたし御意思に
副うように努力いたしたいと思ひま
す。

○委員長(羽生三七君) この機会にち
よつと三浦さんから發言を求められて
おります。

○三浦辰雄君 私は当委員会が今日審
議しております森林法に關連して特に
三大臣お揃ひでありますので、この機
会に二点だけ質問を申上げたかつたの
でございます。

その一つは、ともかく今度の森林法が従来の植栽伐採をその所有者の思うままにやつておつたということをやめさせて、計画的な植栽と伐採に持つて行きたいというのが非常に大きな柱になつておるのでございます。そのためには、未熟林については伐採を極めて抑制をさせて、どうしても伐採しなければならぬ人には生活資金を貸して、これを伐採せざるやうにさせる、こういうふうなやつておるのでございますが、併し又同時に、計画的施策を今度は国の計画において実行させるといふことを明らかに謳つておる。このようにして今度の植栽を非常に計画的に持つて行こうというお気持はわかるのであります。これは一つの大きな穴として、憲法の二十九条によるいわゆる私有財産の抑制についての疑義があつたからであるという理由だそうであります。いわゆるすでに適正伐期いたしましたものについては、届出をすればいいということになつてゐるのださうであります。そこで政府はどうしてもこれを行政上うまく指導し植栽をどしどし進めるやうに持つて行かなければ、あの法律の狙つてゐる効果が出不いと思ふのであります。それについて問題が二つある。一つは、森林に關係するところの税金の問題であります。これは今日どうしても今のような状況では到底植栽をやつて行くわけには行かない。又直接の問題といたしましては、幼齡未熟林のみの所有者の相續關係の税を考へて見てもすぐわかる。そこで私はこの税の問題を今度の機会に、林業の事情に合うやうに税の内容を改正される意思があるやうになるかどうか、この点を一つお尋ねしたか

つたのです。それからもう一つは、今日日本の經濟自立或いは日米經濟力といふことから言つて、あの森林法が狙つてゐるやうなことを端的に実施されるとすれば、私は一面において需要供給のアンバランスからいたしまして、日本の經濟の復興のためかなりの問題が多いと思ふのです。幸いといふか、偶然、憲法二十九条問題があつたために、大きな穴が明いてゐるから先ず先ずいいやうなもの、併し根本的精神からいへば、その点は森林資源の保護をうまく行政して行かなければならぬといふことには變りはない。そこで日本の森林資源の利用の状況を見てゐるといふと非常に無駄が多い。全くなつてゐない。アメリカの人などに言わせると、五十年は遅れてゐるということでは、折角植林に努力をしてゐるのに、乱暴に使われたのでは、際限がないのであります。そこでこの春から非常に問題になつておるこの立遅れに問題になつておる日本の林産加工面について、特に研究機關を立てなければならぬ。それも今年、二十六年度の予算の編成の時期には、當てのある建物の無償払下げを受けて、そこに引越をして大々的にやるというので、全国的に散らばつておる研究機關の施設或いは人を折角中央に集めて見たけれども、その建物が不意に他の用途に當てられたために、行先がない。こういうやうなことから、すでに研究機關の設立を、或いは予算委員會或いは農林委員會等で随分議論をされておつたのでございませうが、又政府のほうでも或る程度考へるやうなことを言つておられたのでありますけれども、こういうた画期的な森

林法が行われ、而もその森林法の中にいかに行政上うまくやつて行かなければ狙つておるところの目的が達成できないといふやうな内部のものを含んでおる際でありますから、是非この林産研究機關といふものを最近の機会に、例えば今度補正予算を作るといふ機会のときには、これを是非入れるやうに御考慮願ひたいのであります。この点についてどういふやうに今考へておられますか。税の問題と研究機關設置の問題についてお伺ひいたします。

○國務大臣(廣川弘禪君) この森林の大法典が、国会の皆様がたが立案されて、国会によつて決定して頂くことは、非常にこれは森林の行政の上にとつて画期的な大事業であるので、心から敬意を表するわけでありませう。これを機会に一番問題になつておる税制について検討するかどうかというお話であります。これは端的に申し上げますが、大蔵省と目下相談いたしておりますが、やるつもりでおるのであります。特にいつも森林關係者の会合で問題になります所得税或いは又相続税等については、非常に問題がありまゝるので、これはやる考へでおるわけでありませう。幸いに大蔵省も非常に理解されておりますので、實現できるのではないかと私は考へております。

それから又研究所につきましては、お説の通り、この大きな大法典を實行して行く場合におきましては、どうしてもこれを高度に利用いたしまして、そうしてこの資源を確保することに努力いたさなければならぬので、前から農林省といたしましては、お話を

通りに非常に好適な所があつたのでありまして、そこに総合的にまとめて立派な研究所にする考へであつたのであります。万止むを得ない理由で他に転用されるに至りましたので、そのあとをあとこち捜しておりましたところ、幸い又恰好なものが見つかりましたので、これについて大蔵省と折衝いたしておるのではありませんが、我々としては、どうしても総合的な高度の研究機關を持ちたい、こう考へて實現に努力いたしておる次第であります。

○國務大臣(周東英雄君) 税の問題では、私は裏書をいたしますが、閣議等におきまして農林大臣は今の所得税、相続税の問題につきまして絶えず主張されております。私も賛成であります。これは恐らく遠からず實現するのではないかとと思つております。

あとの研究所の問題については、農林大臣のお話の通りで、恰好なものがみつかつておつて、それに対しての予算的な措置についても農林大臣が閣議で主張しておりますから、ただその時間的なズレが起るから、その期間充るほうが待つてくれるかどうかという問題であります。或いはそういうことが決定すれば、立替えて払う機關もあるやうに聞いておりますから、そこは農林大臣が善処されることと思ひます。

○三浦辰雄君 直接の關係の關係である有力な兩閣僚から非常に親切なお答えを頂いて、私も安心するのでありますが、併し例へば、私はよく話すのであります。未墾地の行過ぎ買収の土地を返すという法律は、作る作ると

言つておりますけれども、最近又ポツダム政令による政令を包含した土地法を作るからといふやうなことで、氣持はわかつて實現されなければ到底私どもとしては満足することができない。どうか一つよろしくこの點實現をお願いしたいと思います。

○飯島連次郎君 先ほど池田委員から三大臣に御質問がありました農耕地の土壤生産力増進対策について、非常に我が國の經濟自立の根幹である生産力増強の基本要件でありますので、申入れの動議を提出したいと思ひます。

○岩男仁藏君 只今の飯島さんの動議に賛成します。

○飯島連次郎君 それではお手許に案文がお配りしてございますが、一つお聞きをお願いしたいと思います。これは問題が非常に重要でありますので、農林大臣、大蔵大臣、經濟安定部長官三大臣に申入れをしたいと考へるのであります。一応説上げますから、一つ是非全員の皆様の御賛成をお願いしたいと思ひます。

農耕地土壤生産力増進対策確立に關する申入(案)

農業生産力の増強は經濟自立の基本要件であつて、而して農業生産力の増強は先ず以て農耕地土壤生産力の増進に待たなければならぬ。然るに我が國農耕地土壤の生産力は自然的並びに人為的諸條件の結果甚だしく減耗して、これをそのまま放任するにおいては、遠からず荒廢に歸し、我が國農業上侮を永久に残すこととなり、誠に看過することのできない重大な問題である。

ここに鑑み政府は速かに農耕地土壤生産力増進対策を確立し、これを

今国会中に当委員会に報告せられた

当農林委員会の総意を以て右申入
れず

以上であります。

○委員長(羽生三七君) 只今の飯島委員からの御発言は、先ほどの池田委員の御発言と同趣旨のものであります。が、これを成規の手続によつて関係大臣に申入れすることであり、今、今の飯島委員の御朗読になつた案文に基いて当委員会の決定として関係大臣に申入れることに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(羽生三七君) それではさうに決定いたしました。関係大臣に申入れます。幸い農林大臣はおられますので、この点御了承願います。

○委員長(羽生三七君) それでは引続きまして森林法並びに同施行法に関する質疑を行います。

○小林孝平君 質問に入ります前に委員長に申上げたいのは、本法案は八章二百数十条に亘りまして、昨日説明を聞きまして、これを一読するにも容易ならん時間がかつたのであります。今、今後これを本日を手始めに十分審議をして頂きたい、こういうふう

伺いたしたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) 適正伐期は、原則は生長の最大の時期といふことを狙つておるので、大体赤松につきましては三十一年、落葉松につきましては二十五年から三十五年くらいな程度にいたしたい、なお杉につきましては、四十一年から六十一年くらいな程度にいたしたいと思つております。

○小林孝平君 これにつきましてももう少し詳細に、地方別にどういふふうにか考へておられるかという点を、若しお考へになつておりましたら伺ひたい

○政府委員(横川信夫君) 吉野の地方におきましては、杉は四十一年から四十五年、東北の秋田地方は五十一年から五十五年くらい。九州南部地方におきましては三十六年から四十年程度、これは初めに申上げるのであります。が、基本計画区、これは全国に四百三十三設定する予定でございますが、この基本計画区ごとに設けたいのでござい

○小林孝平君 今の点につきまして、一つ資料として御提出を願ひたい、こういうふうな思ひです。委員長からもお取計り願ひたいと思ひます。次はこの伐採調整を行うのであります。するけれども、これに関連いたしまして、今後木材の需給を規制するお考へがないかどうかということをお伺ひたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) できます

だけ、自立経済に必要な木材の供給を圖つて参りたいと思へるのであります。まして、自立経済におきまして計算されておりました木材の材積、これは全部立木に換算したものであります。が、二億四百九十六万石ござい

○小林孝平君 実は自立経済に必要なために需要の増大が考へられるのであります。するけれども、単に今申された程度でなく、もつと消費面に合理化を

○政府委員(横川信夫君) お話の通りでございます。先ほど三浦委員から御発言がございましたように、木材使用の合理化といふことをこの法律の

条件を満足させた上での結果でござい

ますので、なか／＼その実現には相当長年月を要すると思ふのであります。けれども、一歩々々前進をして参りたいと思へております。只今お話のござ

○小林孝平君 こういうふうな木材の消費の合理化を政府もお考へになつて

○政府委員(横川信夫君) 開発銀行の融資の中に、廃材を利用しまして硬板を作る施設を設ける融資を考へてお

て、相当実効の挙がる研究を進めて一

歩一歩実現を期して参りたいと思へて

○小林孝平君 今も申上げましたよう

○小林孝平君 次は最近パルプ工場

伺いたいと思います。

○政府委員(横川信夫君) 御指摘のよう中国、四国地方には最近非常に相当規模のバルブ工場が増設されておるのであります。バルブ工場に對しては、監督官庁は通産省でございまして、通産省に對しては私も資源のあり方と工場立地の關係につきまして申入れをいたしておるのであります。が、通産省にいたしても、これを禁止する途はないようでありまして、ただ行政指導によつて企業者に考へてもらいたいという只今状態なのであります。勿論林野庁にいたしても、資源のあり方と工場の位置ということについては、希望もあるものであります。直ちに林野庁が禁止の措置をとるというような途は遺憾ながらないのでございまして、企業者にいろいろ話し合ひをいたして、適当な立地をきめて頂くという程度に相成つておるのであります。

○小林孝平君 次は伐採制限を受けた森林所有者に生活資金を融資するという事になつておりますけれども、その具體的な、一戸当りどのくらいの融資を行うかという点につきまして、具體的の例を挙げて御説明をお願いしたいと思います。

○衆議院議員(野原正勝君) 生活資金でありますので、その最高の限度を一戸につきまして三十万円ということにいたしました。これは勿論一年についてでありまして、或る特定の山を持つてゐる方が毎年、相当な山を持つておられる、併しまだ伐るには適正伐期には達していない、併しそれが無理して伐るなら利用期には達している、併し折角今生長盛期であるからもう少し

待ちたいという場合に、一年にそうたくさんのお金は必要でない。毎年三十万円程度の金はないと困るというようなものには對しましては、大体三十万円もあればよろう、実は山の値段が百万円であるなら百万円まで貸すようにしたいと考えておつたのであります。が、成るべく初めてできました森林事業に對する金融の途でありますので、できるだけたくさんの人たちに御利用願ひたいという意味合いも含めまして、三十万円という一応の数字が出て参ります。これを基準にいたしまして貸付をしたいということにいたしております。

○小林孝平君 今度農林漁業特別会計から二十億円の融資をする方針であると言われております。初年度、二十六年は五億四千万程度考へられておるのでありますけれども、私は五億四千万程度では非常な不十分であるというふうに考へてゐるのであります。それで一体どのくらいの森林所有者を対象にされてゐるのか、又その推定面積はどのくらいであるか、その戸数はどのくらいであるかということを具體的にお尋ねいたしたいと思つておられます。

○衆議院議員(野原正勝君) 具體的な数字はあとで林野庁のほうからお話があると思いますが、実は伐採調整資金はどのくらいあればいいかということに余り具體的な数字がなかつたのであります。全国に零細な所有者が、零細と考へられるものが約四百万戸ございまして、それに対して果してどの程度の必要に迫られてゐるのか、これは一応金融という問題を對象とした経営指導員諸君の手によつて調査をまとめるといふことによつて、初めて的確な数字がつかめると思いますが、取りあえず昭和二十六年度はいろ／＼な予算事情等がございまして五億四千万だけ出して置く。そして平常の年は一年間に二十億という事で以て大蔵省などの御了解を得たわけでありまして、併しこれが十分利用された、そうして五億四千万では足りない、一カ年二十億円では足りない、もつと／＼必要であるということでありますならば、これは二十億という一カ年の限度というものは必ずしも固定したものではないのであります。十分な利用者があつてば、勿論これは立法の精神から言つても結構であります。私も十分利用されて／＼調整資金がとられる、それによつて必要があるならばどんどんそれに見合ふように資金を殖やすように努力をしたい、そういう考へでございます。

○説明員(武田誠三君) 私から今の小林さんの御質問につきまして多少数字に亘りまして基礎を申上げたいと思つてます。伐採調整資金を年間約二十億円というふうに算定をいたしたのであります。これにつきましては新炭林と用材林と、どの程度においてこの伐採調整資金を貸出します対象になつて来るかということの目安をつけてかきませんと、面積等につきましても出て来ないのであります。一応最近の情勢におきまして幼齡林、いわゆる極く若い木がどの程度に伐られておるかということに基きまして、一応の算定をいたして見ているのであります。大体用材林につきましては約二万二千町歩ぐらいのものを対象に考へております。それから新炭林につきましては、

は、一応計算上の基礎をいたしましては十町歩程度のものを前提にいたして考へております。但しこれは現実の狀態におきまして相互に違ひが出て来ると思ふので、實際今貸出しをしてみないとはつきりしたことはつかめて来ないと思ひますが、一応の推定では、今申上げました新炭、用材林合せまして約十二万町歩程度のものを對象にいたしてゐるのであります。戸数の点から参りますと、これは先ほど野原議員からお話ございましたように、一戸当り三十万円を最高限度といたしておりましたが、最近の各用材林の伐採をしております、伐採と申しますか立木処分をいたしております状況が、一戸当り平均いたしまして約十万円乃至十五万円ぐらいの見当になつてゐるのであります。で、仮にこの平均値の十万円から行きますれば約二万戸程度のものがこの対象に相成つて来るかというふうに考へております。

○小林孝平君 民有林の伐採調整の方針と国有林の伐採計画とはバランスをとつて総合的にこれを行わなければ森林基本計画を立てる場合に十分でないと思ふのであります。この点は具體的にどういふふうにお考へになつてゐるのか。私はこれが十分考へられないと、徒らに民有林の所有者をいじめるといふ結果に陥りはしないかといふことを心配してゐるものであります。一つ具體的に御説明願ひたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) 国有林につきましては、生長量に對しまして一割の増伐をいたしたいと考へております。

○江田三郎君 伐採制限ということが、一番大きい問題になると思ひますが、問題は一体この改正森林法をいつから実施されるかということでありまして、施行法によりますというのと、第一回の森林計画は二十七年三月三十一日まででできると、こうなつておりました、この間一年ぐらゐな時間の余裕があるわけでありまして、先ほど小林君がちよつと質問しましたように、今バルブ会社の増設というやうなことが非常に進みまして、我々が憂慮するのは、この法律が適用されるまでに相當濫伐等が行われるのじやないかと思ひますが、それに対してその間の取締といふものは一体どういふふうに行うとしてゐるのか、その点をお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(横川信夫君) この法律の施行は七月の末か六月の初旬から効力を發生するようにいたしたいと思ひます。なお伐採の取締が行われますのは、計画によつて伐採をするようになりますのは、明年の一月一日からであります。なおその間は届出によりまして伐採をする、そういうふうにお考へております。

○江田三郎君 この法案の中で、審議會といふのがたび／＼出て来ておりますけれども、一体この審議會といふものを、これは非常に力の弱いものになつておりました、審議會の意見を聞くことができないといふやうに大体なつてゐるのです。そこでなぜそういうやうに審議會の意見を聞くことができないのか、原則として審議會の意見を聞

かなければならぬというようになぜ持つて行けないかというように、そういうふうなことに持つていけないというのには、何か審議会というものは、或いは悪い意味の政治的に利用されるものとか、或いはボス勢力によつて占められることを予想して、そういう逃げ方をしておるのかどうか、本当に今度のこの森林法のような狙いから見ましても、審議会というものは相当重要視すべきでないかと思うのですが、その点どうお考えになるかということ、それから更に保安林を指定する場合には、審議会にかかることになり

たのでありますが、いろ／＼な事情がありまして、意見を聞くことができるというふうな生ぬるいことになりまして、その点は止むを得ない事情があるたのであります。併し森林に関する重要な案件につきましては、森林審議会というものの使命を十分に活用いたしまして、そうして国家百年の大計である重要な問題でありますので、この審議会はいわゆるたくさんある審議会のような形でなしに、もつとやはり權威のある、実力のあるものにして、十分意見を尊重する形にして参りたい、かように考えております。

それで保安林の問題、砂防等の問題であります。森林行政の中でやつております治山、治水事業というものは、従来からやますれば建設省の治水事業等と、末端においていろ／＼な問題が起きたこともあります。併し何と申しまして、山を治める、又山林の砂防事業等を十分にやるということによつて河川が統制され、災害を防がれるという、やはり森林の部門である治山事業というものは何としても非常に重大な問題であります。よく山林、砂防をして建設省の仕事にしろというふうな御意見もあるやに聞いておりますけれども、いわゆる山を青くする、山林を復興させて立派な山林にしたいというこの自体が立派な治山事業であり、砂防事業でありますので、当然これは山に関する限りは山林にしなければならぬと思つておりますが、おのずからそこにやはり建設省でやつておられる砂防事業との大きな関連はありますけれども、分野においてやはり分かれて参ると思つて参ります。従いまして以前から林野庁と建設省のほうとの話合

いで以て責任分担をきめておりますので、お互いがその分担を守つて行くならば決して問題はなからうと思つて参ります。森林審議会等におきましては、その分野を十分公正に判断をいたしまして、そうして砂防地区の指定、或いは保安林の指定その他をやるようにするならばよろう、かように考えております。

江田三郎君 ちよつともう少し御説明願ひたいのでして、大体森林計画というものを、流域ごとにさせるということとは、水というものを非常に重要視しておられると思うのです。ただ治山ということだけでなしに、治水というものを重要視しておられると思うのですが、ところがここに出ておるような審議会だけで済んだのでは、やはり今トラブルが起らないようにすると言われまして、山を治め、やはりトラブルが起らないことを私は予想するのであります。而もこの山の利用ということとはただ単に木を植えさすればよいというこ

とで、指定の第一の項目に、水源の涵養ということがありますが、こういうことはただ治山という問題だけでなしに、治水ということに非常に大きな関係があるし、その他保安林の問題は、ただ森林行政というだけではない、大きく水の問題と関係が出て来るわけでありまして、そういうときに一体森林行政というものと、建設省あたりの治水或いは利水というふうなものとをどういふように調整して行かれようとするのか、或いは又この審議会の中にそういうようなメンバーを加えて行くのか、又将来の国土計画における審議会というものと、特に保安林の指定なんか当つてのこの審議会との仕事の分野関係というのはどういうふうなのか。そういう点を一つ、審議会というものについてももう少し詳しくお聞きしたいと思つて参ります。

江田三郎君 ちよつともう少し御説明願ひたいのでして、大体森林計画というものを、流域ごとにさせるということとは、水というものを非常に重要視しておられると思うのです。ただ治山ということだけでなしに、治水というものを重要視しておられると思うのですが、ところがここに出ておるような審議会だけで済んだのでは、やはり今トラブルが起らないようにすると言われまして、山を治め、やはりトラブルが起らないことを私は予想するのであります。而もこの山の利用ということとはただ単に木を植えさすればよいというこ

江田三郎君 ちよつともう少し御説明願ひたいのでして、大体森林計画というものを、流域ごとにさせるということとは、水というものを非常に重要視しておられると思うのです。ただ治山ということだけでなしに、治水というものを重要視しておられると思うのですが、ところがここに出ておるような審議会だけで済んだのでは、やはり今トラブルが起らないようにすると言われまして、山を治め、やはりトラブルが起らないことを私は予想するのであります。而もこの山の利用ということとはただ単に木を植えさすればよいというこ

江田三郎君 ちよつともう少し御説明願ひたいのでして、大体森林計画というものを、流域ごとにさせるということとは、水というものを非常に重要視しておられると思うのです。ただ治山ということだけでなしに、治水というものを重要視しておられると思うのですが、ところがここに出ておるような審議会だけで済んだのでは、やはり今トラブルが起らないようにすると言われまして、山を治め、やはりトラブルが起らないことを私は予想するのであります。而もこの山の利用ということとはただ単に木を植えさすればよいというこ

江田三郎君 ちよつともう少し御説明願ひたいのでして、大体森林計画というものを、流域ごとにさせるということとは、水というものを非常に重要視しておられると思うのです。ただ治山ということだけでなしに、治水というものを重要視しておられると思うのですが、ところがここに出ておるような審議会だけで済んだのでは、やはり今トラブルが起らないようにすると言われまして、山を治め、やはりトラブルが起らないことを私は予想するのであります。而もこの山の利用ということとはただ単に木を植えさすればよいというこ

江田三郎君 ちよつともう少し御説明願ひたいのでして、大体森林計画というものを、流域ごとにさせるということとは、水というものを非常に重要視しておられると思うのです。ただ治山ということだけでなしに、治水というものを重要視しておられると思うのですが、ところがここに出ておるような審議会だけで済んだのでは、やはり今トラブルが起らないようにすると言われまして、山を治め、やはりトラブルが起らないことを私は予想するのであります。而もこの山の利用ということとはただ単に木を植えさすればよいというこ

江田三郎君 ちよつともう少し御説明願ひたいのでして、大体森林計画というものを、流域ごとにさせるということとは、水というものを非常に重要視しておられると思うのです。ただ治山ということだけでなしに、治水というものを重要視しておられると思うのですが、ところがここに出ておるような審議会だけで済んだのでは、やはり今トラブルが起らないようにすると言われまして、山を治め、やはりトラブルが起らないことを私は予想するのであります。而もこの山の利用ということとはただ単に木を植えさすればよいというこ

江田三郎君 ちよつともう少し御説明願ひたいのでして、大体森林計画というものを、流域ごとにさせるということとは、水というものを非常に重要視しておられると思うのです。ただ治山ということだけでなしに、治水というものを重要視しておられると思うのですが、ところがここに出ておるような審議会だけで済んだのでは、やはり今トラブルが起らないようにすると言われまして、山を治め、やはりトラブルが起らないことを私は予想するのであります。而もこの山の利用ということとはただ単に木を植えさすればよいというこ

江田三郎君 ちよつともう少し御説明願ひたいのでして、大体森林計画というものを、流域ごとにさせるということとは、水というものを非常に重要視しておられると思うのです。ただ治山ということだけでなしに、治水というものを重要視しておられると思うのですが、ところがここに出ておるような審議会だけで済んだのでは、やはり今トラブルが起らないようにすると言われまして、山を治め、やはりトラブルが起らないことを私は予想するのであります。而もこの山の利用ということとはただ単に木を植えさすればよいというこ

江田三郎君 ちよつともう少し御説明願ひたいのでして、大体森林計画というものを、流域ごとにさせるということとは、水というものを非常に重要視しておられると思うのです。ただ治山ということだけでなしに、治水というものを重要視しておられると思うのですが、ところがここに出ておるような審議会だけで済んだのでは、やはり今トラブルが起らないようにすると言われまして、山を治め、やはりトラブルが起らないことを私は予想するのであります。而もこの山の利用ということとはただ単に木を植えさすればよいというこ

とを尋ねたいのです。

○衆議院議員(野原正勝君) 資金融通の問題でありますが、農林漁業資金融通法は、造林であるとか林道であるとか、そういうことに対する資金の貸出しを長期に亘つてできるという予定でありまして、それは今日といえども変つておりません。従いましてこのたびの立木の伐採制限によつて新たに設けられた伐採調整資金と申しましようか、その分は前のものにプラスしたものであるというふうなものであります。従いまして金がなくて造林ができないという事態に對しましては、造林希望者の申出がありますれば、当然最初から予定しておりました特別会計による長期の資金融通の途がある。又そういう方法を以てしても、どうしても造林をしないという事態が若しありますれば、これに對しましては、造林臨時措置法によつて、他の希望者に造林させるとか、或いは又誰もやらない場合を考えますと、政府が代理執行をしてみずから造林をするというふうな事態も考えられんわけではないのであります。そこで考えずとも十分やつて行ける途があるというふうに考えております。

○江田三郎君 私心配するのは、そういうふうに提案者のほうではおつしやいですが、実際に金の融通ができるかできんかでありまして、何ほ提案者のほうでそういうふうに考えておられるのも、あの大蔵大臣のほうでいかんと言へば仕方がないのであります。だから造林資金を得られるならいいですけれども、実際に得られるか得られないかという問題は問題だと思つたのです。そうなつて来ると零細な森林所有

者というものは、ひどい目に会わなければならなくなつて来るわけで、造林する意思があつても勝手に人にとられてしまふというようなことになるわけです。提案者に突つ込んで無理なんです。が、さつき大蔵大臣に聞けばよかつたのであります。が、どこで一体金の世話をしてくれるかということをもう少し委員長長のほうではつきり聞き得る機会を与えて頂きたい。

○委員長(羽生三七君) 先ほど三浦さんからも大蔵大臣のおるときに、そういう問題と関連して御発言、御希望があつたと思つたのですけれども、今日は止むを得ませんでした。明日の連合委員会には農林大臣だけが出席することになつておりました。大蔵大臣のほうはまだ連絡がついておりませんから、今日事務のほうからなお連絡をとつて見ます。

○江田三郎君 これは、金の問題は何といつても第一なんでもして、伐採を果して制限をするといつても、資金がうまく出るか出ないか、画にかいたばた餅では何にもならんと思つたのです。から、この問題については、是非大蔵大臣の出席を得てはつきりして頂きたいと思つた。大分ありますけれども今度やります。

○池田宇右衛門君 関連しておりますから、極く簡単に聞いておきたいと思つた。江田さん、三浦さんとも申されましように、御承知のごとく小地主と申しますか、小さい、殊に市街地附近の山林所有者は、家に不幸があつたときか、或いは病人その他の災害があつたときに、それを伐つて丁度貯金をしたのを引出して支払いするといふような不時の災難に當ててあるよう

関係から、山林の所有者が森林を持つておるといふようなときに、丁度そういう災難があつたときに木を伐らうと思つたら森林法に縛られて伐れなかつた。資金は、金は今の農林中金の融資を受けるには手続が要るし、そのときにすぐ売つて、そうして契約するとかいふことが、今日まで間に合せの融資をこれに求めておつたものが、そういう場合にはどういふ方法をとれるか。そういうときにはやはり樹齢に來てない木を伐ることができない、あとで手続をして融資の方法を講ずればこれはできるが、實際は災難のほうはすぐ來てしまふ。そういうときの臨時措置に對するお考えはどうか、これを一つ聞きたい。

○衆議院議員(野原正勝君) 臨時措置としてすぐ間に合うようないふ方法はなかくないのではありませんが、これはやはりその地区の森林組合の組合のメンバーになつておられるかたゝであると思つたので、組合のほうに御相談頂けば、組合ではそういう場合にはすぐ農林中金と相談いたしまして、何らかこういつた場合急いで資金を出して頂くといふような措置も講じ得ると考えております。ただ材木屋さんたちのように誤があつたら、その日にすぐ金を置いて行くといふようないふわけには行きませんが、その金は金が出るとなれば多少の融通はよからでも付けて出すといふようなことによつて、成るべくそういう不幸等に付け込まれて安く山をとられるといふと、大変苦痛があります。そういうような事態のないように、森林組合といつたものは十分組合員の利益のため、この方法を活かして活用して頂くとい

うふうに、私どもは望んでおります。○池田宇右衛門君 関連してお尋ねしますが、市街地の、小さな田舎の都市におります人も二、三町歩或いは四、五町歩を持つておると思ふのですが、市街地山林所有者は非常に多岐多様である。そういう極く小所有者であるこれらのかたゝがやはり協力すれば市街地森林組合が作れますか、私の長野県などは作れといつてもなかくてきていないが、こういう小山林所有者が寄つても森林組合が結成できるか、できないか。

○衆議院議員(野原正勝君) これは山林所有者が十人以上集まりまして發起人となればできるわけでありまして、そういう都市の地帯でも是非一つ森林組合を作りまして、お互いの郷土の利益を図るよう御努力をお願いしたいと思います。

○池田宇右衛門君 この森林地区になつた場合にもやはり間伐は手続をすればできますか。

○衆議院議員(野原正勝君) 手続さえすれば十分できます。○池田宇右衛門君 最後は少し大きな問題ですが、(笑聲)現在皆が心配しております、又事実においていづれの土地でもこの山林所有者及び農家の悩みの種はパルプ材として樹齢にも達しない若木をどん／＼伐採されるという傾向が、こうした法案を出さなければならぬ大きな問題であることは、よく提案者のかたゝが御認識頂いておることであると考へますが、一方現在の日本のパルプ資材の關係から、その他石炭關係で燃料不足から、このほうの主張もなかく強いのでありまして、こ

案者はどの程度まで研究し、どうしたふうなこれに對してお考えを持つておられるかといふことを参考のためにちよつとお聞きしたいと思つた。

○衆議院議員(野原正勝君) 現在の日本の森林の現状等からいまして、非常に過伐、濫伐が行われておる、この事態をいつまでも放任しておいては將來取返しつかない事態になることは余りにも明瞭であります。併し一面振返つて思うに、敗戦という大きな痛手を受けた日本が漸くアメリカ等の援助を受けまして、自立經濟達成の方向に向つて参りました今日、非常に活潑に産業經濟が復興して参つております。その日本の産業經濟の非常な復興に伴ひまして、木材も又非常に需要が多いといふことでありまして、私どもといたしましては日本の再復興を心から念願しておるのでありますけれども、さればといつて従來のように余りに過伐、濫伐を、而も何らの計画なしにこれを持續して行くことは許されません。併し又一面ではこうした折角を、木材の供給不足が余りに甚だしいために非常な混乱が生ずるというふうな事態があり、生産が非常に減退したといふような事態があつてはこれ又ならんと思つたのであります。その点を種々按配をいたしまして、今日の段階におきましては、先ず以ていわゆる生長量の限度を絶対に超えないといふ扱い方にいたしますといふと、実は非常に生産が少くなるのであります。併し国を挙げて国土の緑化に努め、大いに造林をして、そうして又今日まだ残されております奥地の未利用林など

を急いで開発するために、あらゆる努力を傾けるといふさま／＼今後の努力によりまして、今日のところは多少は無理があつても、無理して伐りましても、将来何とかして取返しがつく段階にしたい。それを計画的にしたい。それにどの程度の生産を一体続けることができるかというのを我々は非常に苦心をいたしまして、その結果先ほど林野庁長官から具体的な数字でお答えになりましたように、漸くいたしまして約年間二億石という用材及び薪炭材の伐採、この程度で行くならば将来に亘つては決して国土が非常に荒廃するといふような事態がでずに収まるであらうという想定を持つたのであります。併しそれは何と申しましても経済安定本部等が立てております自立経済で必要とするところの希望の数量にはまだ到底達しないので、併しこれは先ほどもお話がありましたように、木材の利用の合理化その他によりまして、必ずやい／＼な消費の合理化等も生れ或いは薪炭材等によつて従来やもするところの任せて濫費をされておりましたような面も漸次改善されておりました。貴重なものとして扱われるようになりますれば、必ず私どもの考へておるような線ですとあるであらう。それには当然国はこの際造林のため或いは治山のため林道の開発のために従来よりもより多く、相当の金額の財政投資をされまして、そうして林業振興のための積極的な施策をやつてもらうといふことを実は前提としておるのであります。若し仮に予算が足りない、造林もさつぱりできない、林道もさつぱりやらない、或いは治山治水もさつぱり放任しておいて、或いは木材

の合理化も掛声ばかりでさつぱり実効が上がらんといふようなことであつては、伐るほうは依然伐つておるといふことを想像いたします。実にこれは誠に由々しいことなものであります。森林法を制定いたしまして、その実効を納めこの森林法をして真にこれを守らしめるためには、やはりみづからの措置が十分に行われることが前提でありますので、私は提案者として特に実はず様がたにお願いいたしたいのは、そういうた予算等に対しては一つ十分御協力を頂きたい。

○池田宇右衛門君 いま一つ、御承知のごとく農家の収入、所得の内容については、或いは半年或いは一年先き、然るにこの森林法が制定され、木材の所得といふようなことになれば、何十年かかつてそしてそこに所得を生む、一代で伐れるといふものは、或いは木の種類にもよりますけれども、なかなか少くて、やつと孫の時代になつて初めて所得を得る、而もこの所得の内容はこうした長年の年数に亘つて利益のない資本を投じ、漸く五十年、七十年かかつて所得を得たものに対して、一年か半年で所得を得たものに対して、一年か半年で所得を得たものに対して、又商工業のごとく月に何回でも利潤を生む所得に対して、今日の所得税法のこれに対するところの課税標準からいへば大した変りはないだらうと思ふ。この点については先ほど三浦さんからも申されたのですが、これは実に重大な問題であらうと思ふ。私をして言わしめれば、五十年、七十年によつて利益を得たものに対しての所得には、そう税金をかけるということとは考へものだと思ふが、提案者においてはこれらの内容について、所得の長

年に亘つて、そしてその間に所得がなくて、五十年、七十年後になつて初めて得た所得に対して、今申上げましたような年間何回も利潤を生むところの所得と同じ程度の課税賦課率をされるということは正しくないのではないかと。この点は十分に研究する余地があると思ふけれども、この点研究してあるかどうか。若しあつたならば明快な答弁を得たい。恐らくしていいないだらう。していいないならば答弁するよりも今後十分に検討してこれらを是正をするといふ決意のほうがいいだらうと思ふ。その点をお答え願いたい。

○衆議院議員(野原正勝君) 池田さんがもう十分答弁をして下さいましたので、実は私もい／＼とこの問題は勉強しておりますが、税制の方面の専門でもないものでありますから、勉強が足りませんので、ここで明確な返答はできません。ただ池田委員のおつしやいますことは、全く同感であります。林業の特殊性といふものを全然無視しておると申してもよろしからうと思ひます。従いましてどうしても林業の特殊な事情といふものを十分考慮に入れて、的確な税制に改めるということが必要である、実はこの森林法の衆議院の本会議上程の際におきまして、特にその問題を強く強調いたしました、必ずこの税制問題の改正を願わなければならぬといふ見解を披瀝しておいたのでございます。これ又衆参両院の協力によりまして、成るべく早く改正することに御協力を願いたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 先ほど来の江田さん、池田さん等の御発言は、主として金融措置の問題でございますが、これは関係政府委員の出席も督促いたしますが、実は私といたしましては、野原さん、井出さん初め、百人近い有力なる衆議院の各位が御立案なされた法律でありますので、それらの点も十分御検討の上のことであると安心をしておつたわけでありまして、この点は念のために申し上げておきます。なお、我々もとより協力いたしまして、この裏付けのための施策を、審議の過程或いはその後を通じて十分やらなければならぬとは考えております。本日の審議はこの程度にいたしたいと思ひますが、先ほど三浦委員から御提案があり、なお平沼委員からも同様の趣旨の御発言があつたのであります。何かこの森林法の施行に伴つて強力な形で施策を推進するやうな意味の申入れ、或いは決議というやうな形を参議院でとりたい。それをでき得べくんば、農林委員会というところではないけれども、農林委員会の発意によつて各党の了承が得られたらというやうな意味の御発言であつたと思ひますが、この点もう一度御趣旨を御説明願ひたいと思ひます。

○三浦辰雄君 この森林法、これは主として民有林を狙つているのでござい

ますが、ともかく伐採と植栽とを或る計画に基いた施策案をやつて行かなければ、今日到底日本の山林自身の機能も、資産的な機能も全然なくなるわけでありまして、そこで農耕地のみならず、市街地にも非常な被害を及ぼしますばかりでなく、日本の再建自身に直接連なる問題として大い問題であるから、当然こういつた考へ方がうまく実施されるというのを望ましいことであると思ひますけれども、この法律を見ますと、大分苦心が入つていのでござい

ます。計画的伐採をやつて行くといふことを端的に現わすならば先ほど申上げたやうに、日本の経済自立の関係から行き、日本の各種産業構造の上から行つても、基礎材料としての面がかなり欠けて来ると、そういうやうなことからいたしまして、まあ憲法問題とからんで、適正伐期いたしたものは第七条の第四で全部除いて、これは届出をすればいいといふふうにして、私はこれについても機会があれば質問したいと思ふのだが、それが一つの大きな穴になつてゐる。又今度の施策案というものは、国の性格において、国の責任において施策案といふものを組んで下まで下ろして行く。従来であれば、森林所有者の団体が組んだ施策案を府県知事の認可制によつてこれを実行させておつたのを、逆に今度全部国土計画的な観点から上から下へ下ろして行くといふのに、今度はしまいのほうを見ると、これに対する経費の負担のごときは何ら従来と変つていないことを規定してゐる。そうして先ほど問題になつたやうに、造林の補助費、林道等の補助費がうまく行かないでは、画にかいた餅のやうではないかという江田さんからの御指摘があつたが、その通りでございます。この資料の五十九頁を見ても、重要な予算といふものは半分とか、四割とかにいずれも削られて今日まで来ている。こういうやうな際でありましますので、この法案自身の狙いといふものは一応わかるけれども、殆んど行政の措置に任かされてゐる面が多いと思ふ。そこで一つ是非この最も関係の深い農林委員会の皆様がたの御了解を得て、そうしてこれを実施に

と、大分苦心が入つていのでござい

と、大分苦心が入つていのでござい

と、大分苦心が入つていのでござい

と、大分苦心が入つていのでござい

移します場合、行政処理の上にこれを裏付けて行きたい、この円滑な実施を裏付けて行きたいという裏付けをすることができるようにならうに持つて行つて頂くことが肝心なことだと思ひので、提案申上げたわけでありませう。

○委員長(羽生三七君) 只今の三浦さんの御提案は、これは農林委員会というよりも、むしろ本会議のほうに關係のあることだと了解いたすのであります。この問題は各会派有志議員によつてお話しを願つて、成規の手続をとるやうに若し皆さんの御了解が得られるならば、それを推進する場合に、農林委員のかたが有志として参加し、或いはこれを推進するという形が適當ではないかと思ひのであります。が、如何でございませうか。

○岩男仁藏君 ちよつと今私雑談をしておつてわからなかつたのだが、この大法典、廣川さんの言葉を借りれば大法典だが、相当完璧を期しておるやうに私は考えておるのであります。この大法典を今審議中なんだが、別に本會議で決議案を出すというのはどういうことなんでしょうか。今三浦さんの言われたやうなことだと、この法案について討論を戦わして、そこで意見を開陳するし、行政府として運用するについては、要望事項として附帶的に書くことも必要なんだが、これはどうか。

○委員長(羽生三七君) ちよつと申し上げますが、今の三浦さんの御発言もありましたが、今朝ほど私が平沼さんからお承りした点は、必ずしもこの法案には直接の關係のないことでありまして、實質上の森林緑化運動と申しますか、こらういふものをもつと強力に推進するという意味に了解しておつたの

で、それだつたら別個に、これは農林委員会とは別に本會議の決定に任しておいたほうがよいのではないかと、ちよつと速記をとめて下さい。

(速記中止)

○委員長(羽生三七君) 速記を始めます。それでは本日はこの程度で散会いたします。

午後四時四十二分散会

出席者は左の通り。

委員長 羽生 三七君
理事 西山 龜七君
片柳 眞吉君
岩男 仁藏君

委員 池田宇右衛門君
白波瀬米吉君
滝井治三郎君
平沼彌太郎君
江田 三郎君
門田 定藏君
小林 孝平君
三橋八次郎君
飯島連次郎君
加賀 操君
三好 始君
三浦 辰雄君

衆議院議員

國務大臣

大藏大臣 池田 勇人君
農林大臣 廣川 弘禪君
國務大臣 周東 英雄君
政府委員 林野庁長官 横川 信夫君
事務局側

常任委員 安樂城敏男君
會專門員 倉田 吉雄君
常任委員 倉田 吉雄君
會專門員 倉田 吉雄君
說明員 林野庁經濟課長 武田 誠三君

林野庁經濟課長 武田 誠三君